

令和5年度
福知山市交通対策協議会
総 会

令和5年5月9日(火)

福知山市交通対策協議会

目 次

第1号議案	令和4年度交通安全運動等実施報告について	1
第2号議案	令和4年度会計決算報告について	5
	令和4年度監査報告について	6
第3号議案	令和5年度交通安全運動計画（案）について	7
第4号議案	令和5年度予算（案）について	11
第5号議案	令和5年度福知山市交通対策協議会役員について	12

資 料

◆ 交通安全施設の整備状況	
(1)道路管理者所管事業	1
(2)公安委員会所管事業	10
(3)鉄道事業者所管事業	10
◆ 交通事故発生状況	12

福知山市交通対策協議会規約

福知山市交通対策協議会委員及び専門委員名簿

1 令和4年中の交通事故発生状況

全国の交通事故死亡者数は前年比で26名、負傷者数も前年比で5,712名の減少となりました。また、京都府下の死亡者数は11.8%の大幅減少を示しています。

一方、福知山市においては、発生件数は横ばいで推移しましたが、死亡者数については前年の2倍にあたる4人が交通事故の犠牲となる厳しい結果となりました。

区 分	発生件数(件)			死亡者数(人)			負傷者数(人)		
	前年対比			前年対比			前年対比		
	件数(件)	増減率(%)		人数(人)	増減率(%)		人数(人)	増減率(%)	
全 国	301,193	△4,003	△1.3	2,610	△26	△1.0	356,419	△5,712	△1.6
京 都 府	3,810	△49	△1.3	45	△6	△11.8	4,413	5	0.1
福知山市	86	0	0	4	2	100.0	103	△1	△1.0

2 第11次福知山市交通安全計画

福知山市交通安全対策会議（会長：福知山市長 大橋一夫）は、今後5年間に講ずべき施策の大綱を定めた「第11次福知山市交通安全計画（令和3年～令和7年）」を策定しました。

令和4年度においては当該計画のもと、人優先の交通安全思想の徹底を図り、年間の24時間交通事故死者数を5年連続2人以下とすることを目指し、国・府・市・警察・関係機関及び団体並びに市民が一体となり協力して事故防止に努めました。

3 交通安全運動

年4回の交通安全運動期間を通じ、福知山警察署、福知山交通安全協会、福知山地域交通安全活動推進委員協議会及び交通安全母の会等の協力を得て、商業施設や幹線道路における啓発活動や通学指導に加え、高齢ドライバー向けの講習やサポートカーの乗車体験などを実施しました。

(1) 運動期間

名称	期間
春の全国交通安全運動	4月6日（水）～4月15日（金）
夏の交通事故防止府民運動	7月21日（木）～7月30日（土）
秋の全国交通安全運動	9月21日（水）～9月30日（金）
年末の交通事故防止府民運動	12月1日（木）～12月10日（土）



(2) テーマ別活動

テーマ	実施日	参加者数
子どもと高齢者の交通事故防止【最重要】	4/7・4/15・7/28・9/26・ 9/28・9/29・12/7・12/8	117名
歩行者の交通事故防止【最重要】	4/11・7/29・12/5	33名
自転車の安全利用推進【最重要】	4/14・9/21・12/1・12/5	59名
早めのライト点灯・反射材着用推進【重点】	4/12・12/7	25名
飲酒運転根絶の推進【重点】	7/22・9/22・12/2・12/9	59名
二輪車の安全利用推進【重点】	9/23	20名
迷惑駐車対策推進【重点】	4/13	8名
講習会等	4/6・7/26・9/29・12/6	121名
その他啓発	4/6・4/8・4/14・4/15・7/21・ 7/25・9/21・9/30・12/1・ 12/2	141名

※シートベルト・チャイルドシート着用推進【重点】については、乳幼児健診等の機会を通じ、通年で啓発活動を実施しています。



4 年末の交通事故防止市民大会

令和4年の交通安全運動を総括する行事として、12月15日に開催しました。当日は116名の参加となり、交通安全団体関係者の出席をはじめとして、みのり修斉こども園の子どもたちにパフォーマンスいただくなど、交通安全啓発の機運を醸成しました。

また、自転車安全利用推進員の活動により、地域の交通安全思想の普及浸透に寄与した福知山高等学校を交通安全功労者として表彰しました。



5 交通安全教室

未就学児や高齢者を対象とし、交通指導員による交通安全教室を開催しました。直近2年間は新型コロナウイルスの影響による開催中止などもあり、例年と比べて実績が落ち込みを見せましたが、令和4年度は前年度の3倍を超える65回の教室を開催し、2.7倍となる延べ1,696名の方が受講しました。

区分	開催数	参加人数
未就学児向け	57回	1,595名
高齢者向け	5回	58名
その他	3回	43名



6 子どもの移動経路／通学路安全推進会議

福知山市では、平成24年の亀岡暴走事故及び令和元年の天津園児死傷事故を契機として、道路管理者、交通管理者及び関係機関とともに未就学児の移動経路及び通学路の安全対策を行ってきました。令和4年度は新型コロナウイルスの影響により、危険箇所の確認こそ関係機関の合同ではなく、個別点検となったものの、最終的に109箇所113件の報告に対し、全体の46%にあたる52件の対策を進めています。



7 暴走行為等悪質・危険な運転追放の推進

年間を通じ、新しく作成した横断幕を庁舎前に掲げました。現在、福知山市内において集団での暴走行為は確認されなくなっていますが、悪質・危険な運転が発生しないよう啓発活動を継続します。



8 ランドセルカバーの贈呈

令和5年度に入学する新一年生に向け、市内各小学校及び中丹支援学校を通じて約800個のランドセルカバーを配布しました。

9 交通対策協議会年間会議実績

年 月 日	会 議 名	主 な 議 題	参加者
令和4年6月9日	総 会 (書面決議)	令和3年度交通安全運動及び会計決算報告 令和4年度交通安全運動計画(案)及び予算(案)	103名
令和4年6月14日	関係者調整会議 (書面決議)	夏の交通事故防止府民運動について	5名
令和4年8月18日	関係者調整会議 (書面決議)	秋の全国交通安全運動について	5名
令和4年11月8日	関係者調整会議 (書面決議)	年末の交通事故防止府民運動等について	5名
令和5年3月20日	関係者調整会議 (書面決議)	春の全国交通安全運動等について	5名

令和4年度 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減	付 記 事 項
負 担 金	565,000	565,000	0	福知山市交通対策協議会負担金
諸 収 入	42	1	△ 41	利息
繰 越 金	61,658	61,658	0	
合 計	626,700	626,659	△ 41	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減	付 記 事 項
会 議 費	0	0	0	総会
事 務 費	60,000	17,600	△ 42,400	交通指導員生活補償保険料 (17,600)
事 業 費	550,000	569,222	19,222	市民大会(13,970)、啓発物品(529,533) 交通安全教室教材(25,059)、その他(660)
雑 費	10,000	0	△ 10,000	
予 備 費	6,700	0	△ 6,700	
合 計	626,700	586,822	△ 39,878	

収 入 626,659 円
 支 出 586,822 円
 差 引 残 額 39,837 円 (翌年度へ繰越)

福知山市交通対策協議会
 会長 福知山市長 大 橋 一 夫

令和4年度 監査報告書

福知山市交通対策協議会

会長 福知山市長 大橋 一夫 様

令和4年度の収入及び支出について監査を実施したところ、収支とも適正に執行されていることを認めます。

令和5年 4月21日

監事 河合 泉 紀

監事 浅尾 敏 彦

令和5年度交通安全運動計画（案）

令和5年年間交通安全府民運動京都府実施要綱に基づき、次のとおり活動を進めます。

- 1 交通事故のない安全で円滑・快適な交通社会を実現することにより、全ての市民が安心して日々の生活を送ることができるように、一人ひとりが交通社会における責務を自覚した上で、「交通安全意識を持って行動する」社会気運を高めるとともに、行政、警察、関係機関・団体及び市民が一体となって地域の情勢等に応じた交通安全対策を計画的かつ積極的に推進していきます。
- 2 人優先の交通安全思想に基づく交通事故のない社会を目指し、自動車やバイクの運転者、自転車の利用者、そして歩行者が、それぞれ相手の立場を「思いやる心」を広めていくための運動を展開していきます。
- 3 交通事故に関しては、引き続き交通事故そのものの減少させることを目指すとともに、交通事故死者数をゼロにすることを究極の目標として、重点的な取組を行っていきます。

活動推進項目**○子どもと高齢者の交通事故防止対策の推進**

地域や家庭、学校等において、交通ルールの遵守の大切さ、正しい交通マナーの実践について教育・啓発活動を推進するとともに、反射材等の交通安全用品の普及に努め、子どもと高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。

具体的には、市内の幼稚園・保育園で交通指導員による交通安全教室を開催するとともに、老人クラブや社会福祉協議会を通じて高齢者向けの交通安全教室の案内も行います。また、民生委員とも連携しながら啓発に努めます。

○横断歩道における交通安全の推進

横断歩道は歩行者優先です。運転者には横断歩道手前で徐行する義務や停止する義務があることを周知し、認知度を高めます。また、歩行者に対しては、信号機のない横断歩道における「合図横断」について啓発します。

○自転車の安全運転利用の推進

自転車による交通事故の防止を図るため、正しい乗り方と歩行者の立場に立った思いやりのある運転の普及啓発に努めます。特に、イヤホン等の使用やスマートフォン等を操作しながら運転する「ながら運転」の危険性について

て、街頭啓発等により周知するとともに、薄暮時間帯における点灯を徹底し、反射材用品の取付を促進します。

さらに自転車向け損害賠償保険の加入について呼びかけを行いつつ、令和5年4月から努力義務化された乗車時のヘルメット着用も推進します。

○早めのライト点灯・反射材用品等の着用推進

人や車両の発見が遅れるなど周囲の安全確認がしにくくなる薄暮時の交通事故防止を図るため、街頭啓発や交通安全教室等により、早めのライト（前照灯）点灯や反射材用品等の着用の呼びかけを行います。

また、様々な機会を通じて、ロービーム（すれ違い用前照灯）・ハイビーム（走行用前照灯）の適切な使用について周知・徹底を図ります。

○飲酒運転根絶の推進

悲惨な交通事故の要因となる飲酒運転を根絶するため、あらゆる機会を捉え、大型商業施設等で街頭啓発を行い、「飲酒運転を絶対にしない・させない」という意識の徹底を推進します。

○シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用とその効果の浸透を図るため、街頭啓発や乳幼児健診等の機会を通じて、後部座席を含めた全ての座席における着用の徹底を図ります。

○暴走行為等悪質・危険な運転追放の推進

暴走族による暴走行為の阻止に向けた取組を積極的に推進するため、「暴走族を許さない社会環境づくり会議」を中心に、自治会・関係団体・事業所等の協力を得て、暴走族追放の気運の醸成に努めます。

また、煽り運転等の危険な妨害行為には罰則が設けられていることを広く周知するとともに、その抑止に有効なドライブレコーダーの設置についても推進します。

○未就学児が移動する経路及び通学路の安全対策の推進

未就学児や児童・生徒を交通事故から守るため、道路管理者、警察署、学校関係者、未就学施設関係者、地域、交通安全推進団体等で組織する「福知山市子どもの移動経路/通学路安全推進会議」を中心に、未就学児が移動する経路及び通学路の安全対策を検討します。

具体的には、危険箇所の抽出、点検と早期の対策について調整を行いつつ実施内容を検証し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を講じます。

○高齢者の運転免許証自主返納及び安全な運転の推進

令和4年5月に改正道路交通法が施行され、後期高齢者を対象とした「運転技能検査（実車試験）」や「安全運転サポート車等限定条件付免許（サポートカー限定免許）」制度が導入されました。

上記の流れを踏まえつつ、運転免許の自主返納を推奨しつつ、生活する上で自主返納ができない高齢運転者に対しては、福知山市サポートカー普及推進事業と連携してセーフティサポートカーへの乗換えや後付けの急発進等抑制装置の設置を推進していきます。

○市民協働による交通安全活動の推進

令和3年度に策定した「第11次福知山市交通安全計画」は、交通事故防止のためには、各種施策の推進だけではなく、市民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であると示しています。そのため、関係機関や市民それぞれの特性を活かしつつ、参加・協働型の活動を展開します。

■ 令和 5 年度の主な活動予定

運動・活動	主 な 内 容						
春の全国交通安全運動 5月11日～5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発（自転車の安全利用、飲酒運転の根絶等） ・シルバードライビングスクール（サポートカー体験等） ・自治会、学校、事業所等への交通安全運動推進依頼 ・広報活動(懸垂幕、車両広報、のぼり旗、横断幕等) 						
夏の交通事故防止 府民運動 7月21日～7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発（横断歩道における交通安全、市民協働等） ・自治会、学校、事業所等への交通安全運動推進依頼 ・広報活動(懸垂幕、車両広報、のぼり旗、横断幕等) 						
秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発（子どもの交通事故防止、早めのライト点灯等） ・シルバードライビングスクール ・自治会、学校、事業所等への交通安全運動推進依頼 ・広報活動(懸垂幕、車両広報、のぼり旗、横断幕等) 						
年末の交通事故防止 府民運動 12月1日～12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発（高齢者の交通事故防止、反射材用品の着用等） ・年末の交通事故防止府民運動市民大会 ・自治会、学校、事業所等への交通安全運動推進依頼 ・広報活動(懸垂幕、車両広報、のぼり旗、横断幕等) 						
子どもの交通事故防止 推進日	小学校の始業日（各学期）						
高齢者の交通事故 防止推進日	偶数月の15日						
横断歩行者の交通事故 防止一斉啓発日	毎月1日・11日						
自転車の安全利用 推進運動	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">自転車の安全利用推進月間</td> <td>5月</td> </tr> <tr> <td>自転車の安全利用一斉啓発日</td> <td>5月5日</td> </tr> <tr> <td>自転車安全利用推進日</td> <td>毎月第4週の金曜日</td> </tr> </table>	自転車の安全利用推進月間	5月	自転車の安全利用一斉啓発日	5月5日	自転車安全利用推進日	毎月第4週の金曜日
自転車の安全利用推進月間	5月						
自転車の安全利用一斉啓発日	5月5日						
自転車安全利用推進日	毎月第4週の金曜日						

令和5年度 予算書 (案)

1 収入の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	差引増減	付記事項
負担金	565,000	565,000	0	福知山交通対策協議会市負担金
諸収入	63	42	21	利息
繰越金	39,837	61,658	△ 21,821	
合計	604,900	626,700	△ 21,800	

2 支出の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	差引増減	付記事項
会議費	25,000	0	25,000	総会
事務費	20,000	60,000	△ 40,000	交通指導員生活補償保険料、事務用品 他
事業費	545,000	550,000	△ 5,000	市民大会, 啓発物品, 交通安全教室教材 他
雑費	10,000	10,000	0	
予備費	4,900	6,700	△ 1,800	
合計	604,900	626,700	△ 21,800	

第5号議案

令和5年度福知山市交通対策協議会役員について

令和5年度福知山市交通対策協議会役員

役職名	機関・団体及び役職名	氏名
会長	福知山市長	大橋 一夫
副会長	福知山交通安全協会長	塩見 仁
〃	京都府福知山自動車学校長	蘆田 光
監事	福知山公立大学	河合 宏紀
〃	福知山市立学校校長会	浅尾 俊彦
常任委員	福知山市長	大橋 一夫
〃	国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所長	犬丸 潤
〃	京都府中丹広域振興局長	高屋 奈尾子
〃	福知山警察署長	柴田 享司
〃	福知山市教育長	廣田 康男
〃	福知山市立学校校長会	浅尾 俊彦
〃	福知山交通安全協会長	塩見 仁
〃	福知山市自治会長運営委員連絡協議会	栗林 幸重
〃	京都府福知山自動車学校長	蘆田 光
〃	京都府中丹西土木事務所技術次長	池田 茂人
〃	福知山警察署交通課長	片岡 伸夫
〃	福知山市建設交通部長	荒木 正人
〃	福知山市建設交通部道路河川課長	清水 俊行
〃	福知山市福祉保健部長	柴田 みどり

(敬称略)

資料

- 交通安全施設の整備状況
- 令和4年中の交通事故状況
- 福知山市交通対策協議会規約
- 令和5年度 福知山市交通対策協議会委員
及び専門委員名簿

交通安全施設の整備状況

(1) 道路管理者所管事業

■歩道

路線名	場所・区間	内容(延長・幅員)
【国】 国道9号	上小田	歩道設置(片側) L=190m W=2.5m
【京都府】 舞鶴福知山線	大江町二箇	歩道新設 L=280m W=2.5m

■横断歩道橋

路線名	場所・区間	内容(延長・幅員)
該当なし		

■自転車・歩行車道

路線名	場所・区間	内容(延長・幅員)
該当なし		

■交差点改良

路線名	場所・区間	内容(延長・幅員)
該当なし		

■道路標識

路線名	場所・区間	内容(数量等)
【国】 国道9号	夜久野町小倉	標識板補修 2枚
【京都府】 但東夜久野線	夜久野町中田	1箇所

■ 区画線

路線名	場所・区間	内容(延長等)
【国】 国道9号	上小田 三和町大身～夜久野町小倉	外側線 L= 417m 境界線 L= 19m 横断歩道・停止線 L= 27m 外側線 L= 15,780m 境界線 L= 2,422m ゼブラ L= 1,901m 矢印・記号・文字 L=3,422m
【京都府】 桑村雲原線他	雲原	中央線・外側線 L= 2107.8m 交差点標示 L= 16.0m 停止線 L= 5.9m 横断歩道 L= 32.0m 文字・記号 L= 10.0m
舞鶴福知山線他	千原他	外側線 L= 18653.0m
山東大江線他	夜久野町直見他	外側線 L= 440.5m
談夜久野線	夜久野町千原	中央線・外側線 L= 3380.0m 停止線 L= 6.0m 横断歩道 L= 4.2m 文字・記号 L= 944.8m
岩崎市島線	大内	中央線・外側線 L=1437.0m 文字・記号 L= 253.8m
国道426号	一ノ宮	中央線・外側線 L= 1953.5m ゼブラ L= 215.0m 停止線 L= 5.0m 横断歩道 L= 18.0m 文字・記号 L= 629.8m
西坂蓼原線	大江町南山	中央線・外側線 L= 6381.2m ゼブラ L= 191.3m

舞鶴福知山線	大江町二箇	文字・記号 L= 191.3m
舞鶴福知山線	筈巻	中央線・外側線 L= 6343.5m
二俣三河線	大江町三河	中央線・外側線 L= 2460.0m
舞鶴福知山線	中	文字・記号 L= 704.0m
福知山綾部線	土師	外側線 L= 6431.0m
		文字・記号 L= 216.0m
		中央線・外側線 L= 1998.6m
		ゼブラ L= 10.2m
		文字・記号 L= 294.9m
		停止線・横断歩道 L=232.0m
国道176号	行積～長尾	中央線・外側線 L= 811.6m
本郷辻線	菟原下	中央線・外側線 L= 785.3m
		停止線 L= 5.2m
		横断歩道 L= 21.0m
		文字・記号 L= 66.0m
中山綾部線	辻	中央線・外側線 L= 3036.7m
篠山三和線	高杉	中央線・外側線 L= 1201.0m
【福知山市】		
岩井1号線	岩井	中央線 L= 264.7m
		外側線 L= 417.7m
		ゼブラ L= 81.4m
		文字・記号 L= 15.4m
奥野部岩井線	奥野部	中央線 L= 768.0m
		外側線 L= 2765.1m
		ゼブラ L= 17.7m
		交差点標示 L= 6.4m
和久寺岩井線	和久寺	中央線 L= 295.0m
		外側線 L= 800.0m
和久寺室線	和久寺	中央線 L= 330.0m
		外側線 L= 1182.7m
		ゼブラ L= 55.0m

新庄半田線	半田	中央線	L=	74.0m
		外側線	L=	294.7m
		ゼブラ	L=	38.2m
半田 5 号線	半田	中央線	L=	247.3m
		外側線	L=	520.5m
		ゼブラ	L=	31.3m
		文字・記号	L=	18.8m
半田 9 号線	半田	中央線	L=	292.0m
		外側線	L=	792.0m
		ゼブラ	L=	5.0m
		文字・記号	L=	18.8m
和久寺室線	半田	中央線	L=	77.0m
		外側線	L=	80.0m
大門 1 1 号線	大門	外側線	L=	1714.0m
牧立原線	牧ほか	中央線	L=	409.0m
		文字・記号	L=	73.8m
新庄大門線	大門	文字・記号	L=	73.8m
御霊神社岡線	駅前町	中央線	L=	284.0m
広小路内記線	内記二丁目	外側線	L=	120.8m
京町線	京町	外側線	L=	71.6m
菱屋堀線	内記三丁目	外側線	L=	45.0m
大野 1 号線	長田野町	中央線	L=	666.7m
		外側線	L=	236.0m
		ゼブラ	L=	7.1m
松山下線	長田北	中央線	L=	14.0m
		外側線	L=	533.2m
土前田線	中坂町	中央線	L=	674.2m
		外側線	L=	5.0m
		文字・記号	L=	52.7m
長田野工業団地 4 号線	長田野町	中央線	L=	169.6m
		文字・記号	L=	39.8m
平野環状線	平野町	中央線	L=	205.0m

本堀堀口線	野家	外側線	L=	153.5m
堀2号線	東堀	外側線	L=	407.8m
野家東堀線	東堀	外側線	L=	205.0m
駅南区画9-4号線	広峯町	中央線	L=	220.0m
駅南区画6-33号線	東羽合	外側線	L=	52.0m
御霊神社岡線	駅前町	外側線	L=	365.0m
駅南区画6-61号線	駅前町	外側線	L=	49.0m
長田岩間線	岩間	中央線	L=	1015.0m
高速下管理道	興	外側線	L=	1009.0m
向山灰谷線	天座	中央線	L=	605.0m
下村線	茅ノ台	外側線	L=	245.0m
法林寺長田野工業団地線	長田	交差点標示	L=	12.8m
前田8号線	前田	外側線	L=	885.7m
		文字・記号	L=	36.9m
川北荒木線	前田	外側線	L=	527.0m
多保市土師線	土師新町南	文字・記号	L=	69.6m
堀越池田線	堀越	中央線	L=	275.0m
宮池田線	宮	中央線	L=	710.0m
		交差点標示	L=	6.4m
手次線	多保市	中央線	L=	321.0m
		ゼブラ	L=	36.0m
		文字・記号	L=	68.4m
川北荒木線	土師	中央線	L=	166.0m
		外側線	L=	1104.0m
		交差点標示	L=	6.4m
鴨野団地本線	鴨野町	中央線	L=	249.0m
三俣1号線	三俣	文字・記号	L=	69.6m
中ノ岸本ガード線	南栄町	文字・記号	L=	47.1m
中央線	夜久野町小倉	中央線	L=	769.0m
		外側線	L=	2351.0m
		ゼブラ	L=	93.0m
小倉線	夜久野町小倉	中央線	L=	414.2m

岡野線	夜久野町小倉	中央線	L=	90.0m
西谷副谷線	夜久野町西谷	中央線	L=	335.0m
石田線	大江町北一	中央線	L=	75.0m
		外側線	L=	271.0m
波美魚屋町線	大江町波美	中央線	L=	186.0m
		外側線	L=	1507.0m
		ゼブラ	L=	50.0m
大原立木線	三和町大原	外側線	L=	375.0m
細見川合1号線	三和町みわ	外側線	L=	1510.0m
中出牧線	三和町中出	中央線	L=	55.0m

■防護柵

路線名	場所・区間	内容(延長等)
【国】		
国道9号	上小田	転落防止柵 L= 90m
【京都府】		
山東大江線他	夜久野町直見他	ガードレール L= 10.7m 落石防護柵 L= 71.9m
舞鶴福知山線	大江町二箇	ガードレール L= 276m 転落(横断)防止策 L=67.2m
但東夜久野線	夜久野町田谷垣～平野	ガードレール L= 30m
小坂青垣線	夜久野町今里	ガードレール L= 4m
山東大江線	夜久野町才谷～水上	ガードレール L= 100m
府道山東大江線	天座	ガードパイプ新設 L= 5.0m
国道176号	雲原(市場)	ガードレール(ビーム・袖)取替 L= 2.8m
国道176号	下野条坂浦	歩道柵取替 L= 9.0m
山東大江線	大江町橋谷	ガードレール新設 L= 7.0m
国道176号	下野条坂浦	ガードレール新設 L= 16.0m
綾部大江宮津線	大江町二俣	転落防護柵 L= 33m
綾部大江宮津線	大江町佛性寺	ガードレール L= 8m

【福知山市】		
駅南大通り線	駅前町	防護柵設置 L= 4m
内宮仏性寺線	大江町内宮	防護柵設置 L= 40m
土師長田野工業団地線	土師	防護柵設置 L= 25m
長田野工業団地本線	長田野町	防護柵設置 L= 9m
段の上線	夜久野町宮垣	防護柵設置 L= 21m
奥池堀越線	上野	欄干設置 N= 1式
今里東線	夜久野町今里	欄干設置 N= 1式
大呂8号線	大呂	ガードレール L= 25m
上村線	川北	ガードレール L= 10m
常願寺田和線	常願寺	ガードレール L= 20m
土19号線	土	ガードレール L= 29m
大峠線	夜久野町大峠	ガードレール N= 1式
西町市寺線	旭が丘	車止め設置 N= 3本
駅南口広場線	駅前町	ポストコーン N= 5本

■道路反射鏡（カーブミラー）

路線名	場所・区間	内容（1・2面鏡等）
【京都府】		
但東夜久野線	夜久野町板生～平野	デリネータ 5基
小坂青垣線	夜久野町今里	デリネータ 1基
山東大江線	夜久野町才谷～水上	デリネータ 230基
国道176号	雲原（市場）	道路反射鏡 φ1000 鏡面取替 1基
山東大江線	大江町天田内	デリネータ φ300 反射体取替 1基
国道175号	大江町北有路	デリネータ 54基
【福知山市】		
中ノ本町線	中ノ	φ 800 1面鏡
一ツ橋五丁ヶ谷線	長田	φ 800 1面鏡

中坂 1 号線	中坂町	φ 800 1 面鏡
長田岩間線	岩間	φ 1000 1 面鏡
石原区画 1 7 号線	石原	φ 1000 1 面鏡
旧国道井田線	夜久野町井田	φ 800 1 面鏡
中田線	夜久野町中田	φ 800 1 面鏡
篠尾区画環状線	篠尾新町	φ 800 1 面鏡
正明寺 1 号線	正明寺	φ 800 1 面鏡
前田区画 1 0 号線	西佳屋野	φ 800 1 面鏡
奥野部 3 号線	奥野部	φ 800 1 面鏡
野花常願寺線	野花	φ 1000 1 面鏡
猪野々田和線	田和	φ 800 1 面鏡
拝師 9 号線	拝師	φ 800 1 面鏡
名草竹ノ下線	夜久野町副谷	φ 800 1 面鏡
多保市土師線	長田段	φ 800 2 面鏡
山東大江線 (府道)	夜久野町宮垣	φ 800 1 面鏡×3 箇所
駒場区画環状線	駒場新町	φ 800 1 面鏡×2 箇所
向島線	夜久野町向	φ 800 1 面鏡
菟原草山線	三和町菟原下一	φ 800 2 面鏡
多保市土師線	長田南	φ 800 1 面鏡
篠尾区画 1 2 号線	篠尾新町	φ 800 1 面鏡

■その他事業

事業内容	路線名	場所・区間・数量等
【国】		
グリーンベルト (通学路対策)	国道 9 号	下小田 L= 255m
車線分離標	国道 9 号	岩崎 N= 24 本
照明灯	国道 9 号	上小田 N= 2 基
CCTV カメラ	国道 9 号	三和町芦渕 N= 1 基
		新土師川橋 N= 1 基
		岩井 N= 2 基
		夜久野町小倉 N= 2 基

【京都府】			
側溝改修	山東大江線他	夜久野町直見他 N=	1 式
点字ブロック設置		夜久野町直見他 N=	1 式
側溝改修	篠山三和線	三和町高杉他 N=	1 式
歩道改良	福知山綾部線	土師 N=	1 式
歩道改良	舞鶴綾部福知山線	川北 N=	1 式
側溝改修	舞鶴福知山線	大江町二箇 N=	1 式
自発光式線形誘導標新設	国道 1 7 6 号	下野条、坂浦	9 基
ポストコーン設置			
線形誘導標設置	国道 1 7 5 号	大江町河守	10 本
線形誘導標設置	国道 4 2 6 号	日尾	4 基
線形誘導標設置	国道 1 7 5 号	勅使	10 基
クッションドラム設置	国道 1 7 6 号	一尾	2 基
ラバーポール設置	国道 1 7 6 号	長尾	1 基
蓋板設置 (グレーチング)	国道 1 7 5 号	勅使	7 基
歩道段差解消	国道 1 7 6 号	長尾 (バス停) 集水枿	
クッションドラム設置	国道 4 2 6 号	一ノ宮 (旧三岳小学校前)	
ポストコーン設置	国道 1 7 5 号	岩間 (塩津峠)	2 個
	国道 1 7 5 号	水内 H650	2 本
		H800	1 本
ポストコーン設置		土師	39 本
点字ブロック設置	福知山綾部線	千原踏切 N=	1 式
	小坂青垣線		
【福知山市】			
側溝改修	聖佳団地 1 号線		
側溝蓋改良	多保市三俣線	東野町 N=	1 式
	夕陽が丘 1 0 号線	多保市 L=	8m
	篠尾区画環状線	夕陽が丘 L=	21m
	羽合室線	篠尾新町 L=	16m
	三段池公園線	西羽合 N=	1 式

歩道整備（植樹柵撤去） 中央分離帯整備	西地線	猪崎	L=	20m
	和久市区画13号線	夜久野町日置	L=	10m
点字ブロック改修 点字ブロック塗装	駅南区画大通り線	和久市	N=	1箇所
	福知山停車場鋳物師線	駅南町	L=	144m
	駅南区画25-1号線	末広町	L=	140m
	菱屋堀線	北羽合	N=	1式
		内記三丁目	N=	1式

（2）公安委員会所管事業

■信号機

路線名	場所	内容
該当なし		

■道路標識

路線名	場所	内容
該当なし		

■道路標示

路線名	場所	内容
該当なし		

（3）鉄道事業者所管事業

■踏切道の整理統合

路線名	場所	内容
J R 山陰本線		該当なし
J R 福知山線		
京都丹後鉄道宮福線		

■踏切道の構造改良及び保安設備の整備

路線名	場所	内容
J R 山陰本線		該当なし
J R 福知山線		

交通安全施設の整備状況 集計表

(1) 道路管理者所管事業

歩道	2
横断歩道橋	0
自転車・歩行者道	0
交差点改良	0
道路標識	2
区画線	69
防護柵	27
反射鏡	28
その他事業	29
(合計)	157 件

(2) 公安委員会所管事業

信号機	0
道路標識	0
道路標示	0
(合計)	0 件

(3) 鉄道事業者所管事業

踏切道の整理統合等	0
構造改革・保安設備の整備	0
(合計)	0 件

■令和4年中の交通事故発生状況

■福知山市の状況

区分 / 年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	前年比較	
						増減	率 (%)
発生件数 (件)	173	125	94	86	86	0	0
死者 (人)	3	1	2	2	4	2	100
重傷者 (人)	29	23	20	13	24	11	84.6
軽傷者 (人)	200	121	96	91	79	△ 12	△ 13.2
負傷者合計 (人)	229	144	116	104	103	△ 1	△ 1

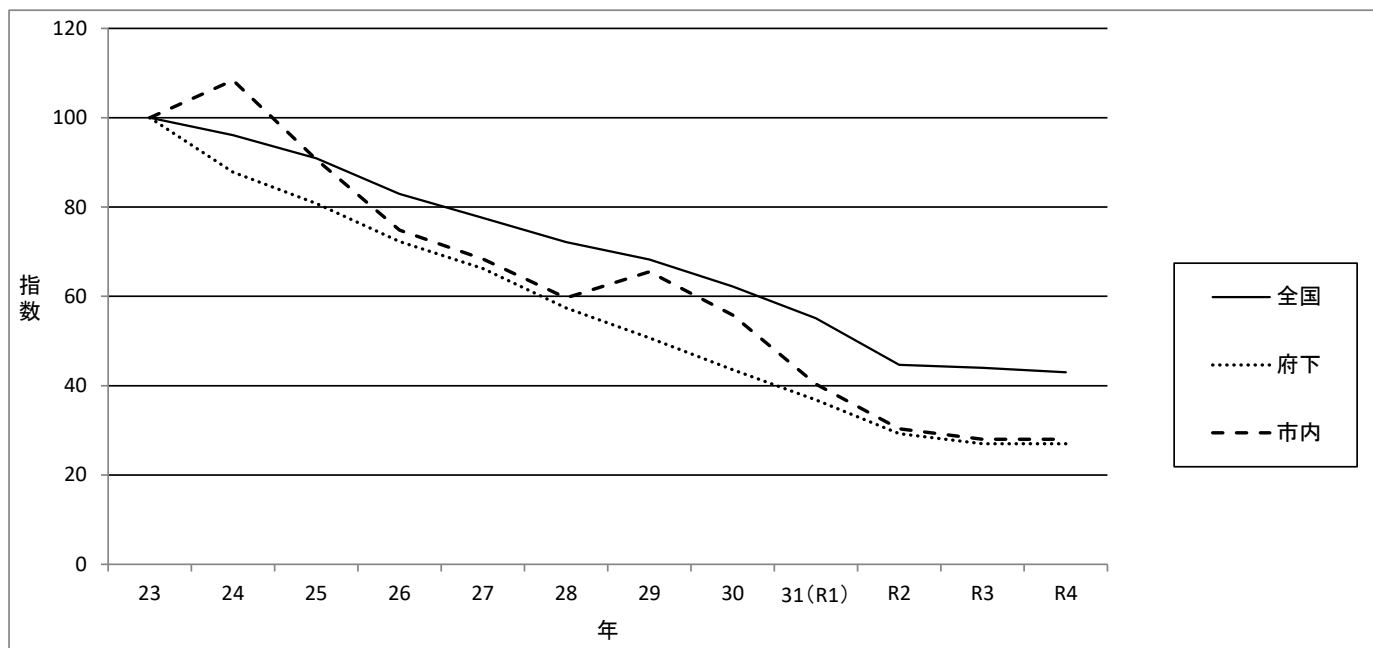
■京都府下及び全国の状況

区分 / 年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	前年比較		
						増減	率 (%)	
府	発生件数	6,142	5,183	4,118	3,859	3,810	△ 49	△ 1.3
	死者数	52	55	49	51	45	△ 6	△ 11.8
	負傷者数	7,258	6,071	4,699	4,408	4,413	5	0.1
国	発生件数	430,601	381,237	309,178	305,196	301,193	△ 4,003	△ 1.3
	死者数	3,532	3,215	2,839	2,636	2,610	△ 26	△ 1
	負傷者数	525,846	461,775	369,476	362,131	356,419	△ 5,712	△ 1.6

※ 交通事故死者……交通事故によって、事故発生後24時間以内に死亡した者をいう。
24時間を経過して死亡した者は、実際には事故による死者であっても、この交通事故統計上では、負傷者として計上されている。

■交通事故発生件数の推移

(平成23年～令和4年)

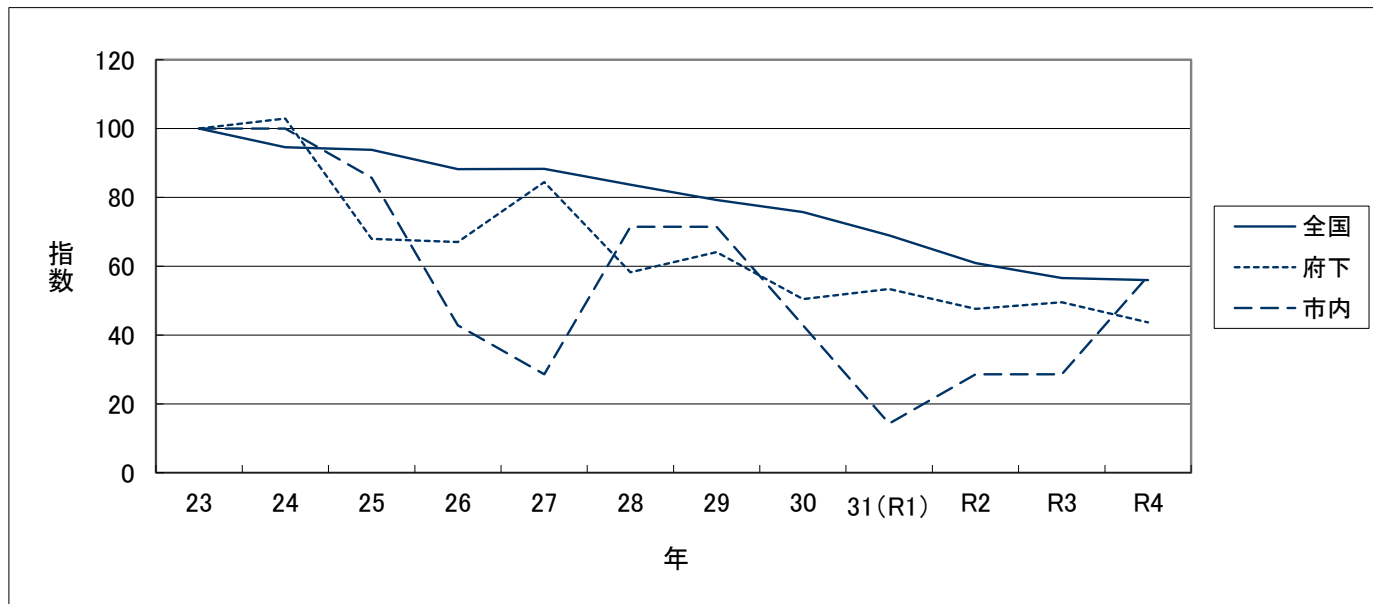


年	23	24	25	26	27	28	29	30	31 (R1)	R2	R3	R4	
全 国	件数	692,056	665,138	629,021	573,842	536,899	499,201	472,165	430,601	381,237	309,178	305,196	301,193
	指数	100	96	91	83	78	72	68	62	55	45	44	44
府 下	件数	14,087	12,371	11,387	10,185	9,328	8,087	7,145	6,142	5,183	4,118	3,859	3,810
	指数	100	88	81	72	66	57	51	44	37	29	27	27
市 内	件数	310	336	281	232	212	185	203	173	125	94	86	86
	指数	100	108	91	75	68	60	65	56	40	30	28	28

※指数：平成23年＝100

■交通事故死者数の推移

(平成23年～令和4年)

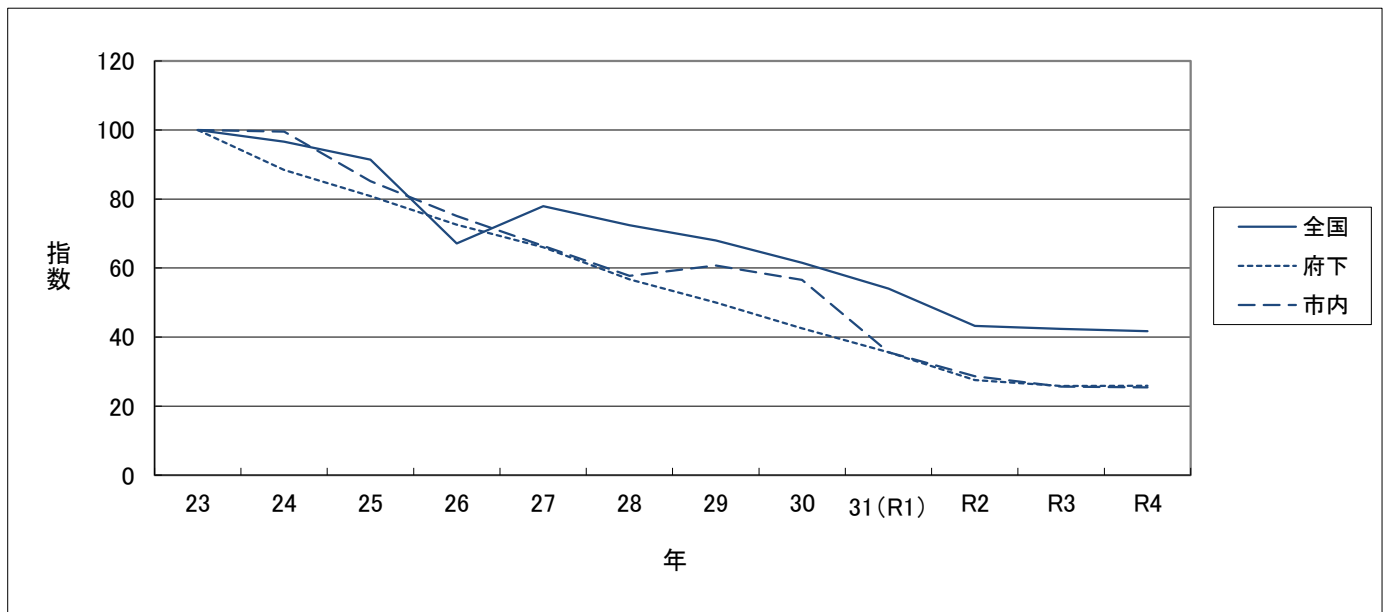


年		23	24	25	26	27	28	29	30	31 (R1)	R2	R3	R4
全 国	人数	4,663	4,411	4,373	4,113	4,117	3,904	3,694	3,532	3,215	2,839	2,636	2,610
	指数	100	95	94	88	88	84	79	76	69	61	57	56
府 下	人数	103	106	70	69	87	60	66	52	55	49	51	45
	指数	100	103	68	67	84	58	64	50	53	48	50	44
市 内	人数	7	7	6	3	2	5	5	3	1	2	2	4
	指数	100	100	86	43	29	71	71	43	14	29	29	57

※指数：平成23年＝100

■交通事故負傷者数の推移

(平成23年～令和4年)



年		23	24	25	26	27	28	29	30	31 (R1)	R2	R3	R4
全 国	人数	854,610	825,396	781,494	573,842	666,023	618,853	580,850	525,846	461,775	369,476	362,131	356,419
	指数	100	97	91	67	78	72	68	62	54	43	42	42
府 下	人数	17,065	15,088	13,801	12,387	11,262	9,678	8,530	7,258	6,071	4,699	4,408	4,413
	指数	100	88	81	73	66	57	50	43	36	28	26	26
市 内	人数	405	403	345	304	269	234	246	229	144	116	104	103
	指数	100	100	85	75	66	58	61	57	36	29	26	25

※指数：平成23年=100

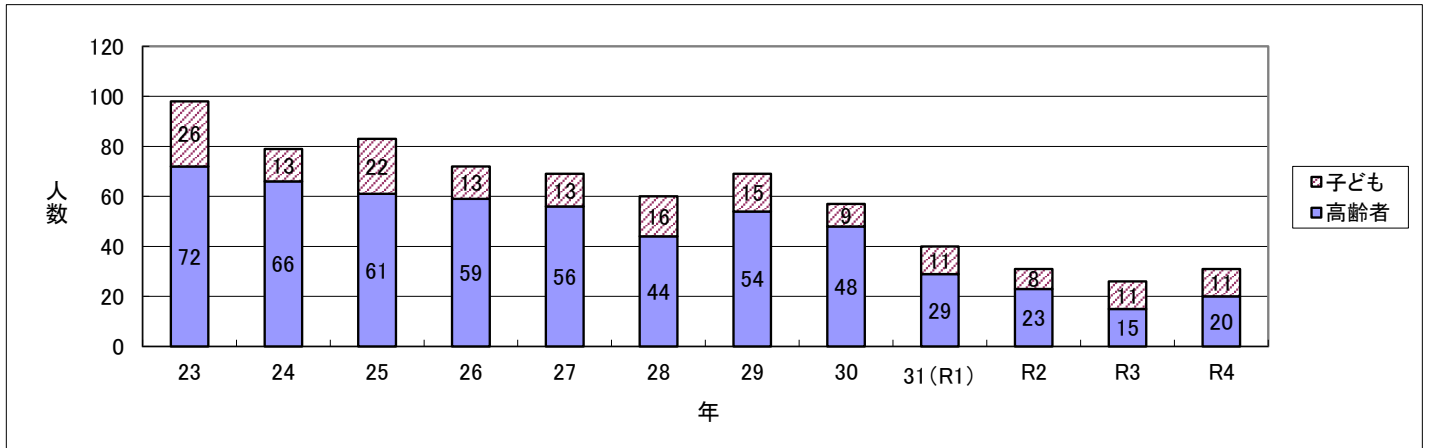
■福知山市内の子どもと高齢者の事故状況

(平成23年～令和4年)

《福知山市内の子ども・高齢者の事故状況》

(人)

区分・年	23	24	25	26	27	28	29	30	31 (R1)	R2	R3	R4
子ども (15歳以下)	死者	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	負傷者	26	13	21	13	13	16	15	8	11	8	11
	計	26	13	22	13	13	16	15	9	11	8	11
高齢者 (65歳以上)	死者	2	4	0	2	1	5	3	1	1	1	2
	負傷者	70	62	61	57	55	39	51	47	28	22	13
	計	72	66	61	59	56	44	54	48	29	23	15
合計	98	79	83	72	69	60	69	57	40	31	26	31



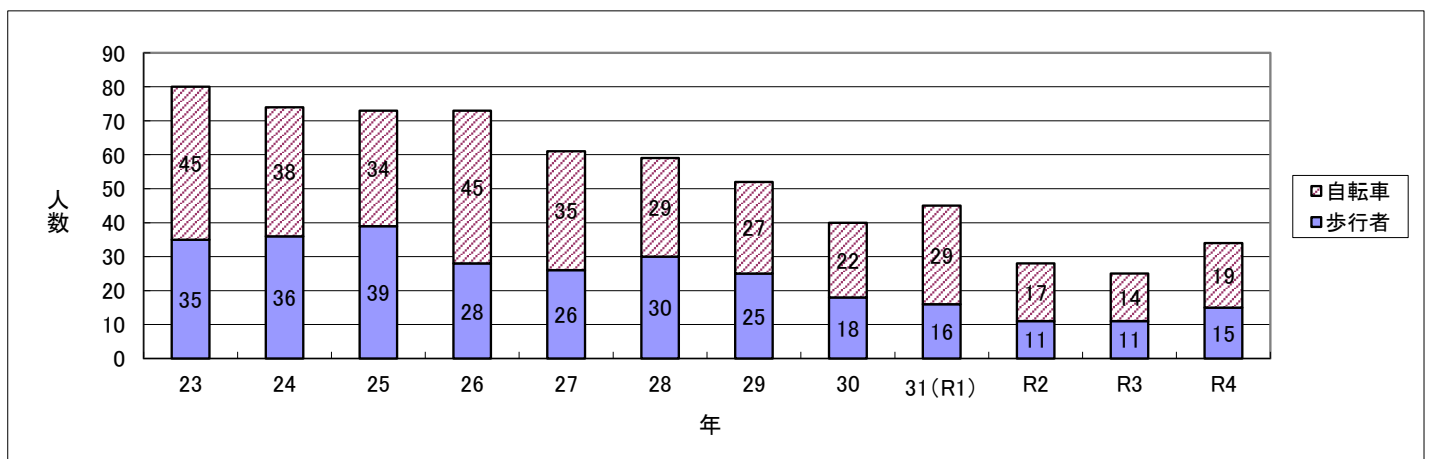
■福知山市内の自転車・歩行者の事故状況

(平成23年～令和4年)

《福知山市内の自転車・歩行者の事故状況》

(人)

区分・年	23	24	25	26	27	28	29	30	31 (R1)	R2	R3	R4
自転車	死者	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	45	38	34	44	35	29	27	22	29	17	14
	計	45	38	34	45	35	29	27	22	29	17	14
歩行者	死者	1	4	5	0	1	1	3	1	0	1	1
	負傷者	34	32	34	28	25	29	22	17	16	10	10
	計	35	36	39	28	26	30	25	18	16	11	11
合計	80	74	73	73	61	59	52	40	45	28	25	34



福知山市交通対策協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、福知山市交通対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、福知山市役所に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、福知山市交通安全都市宣言（昭和37年2月22日宣言）の趣旨に基づき、福知山市における交通事故防止の徹底と交通の円滑化を図るため、関係行政機関及び民間団体の連絡調整を密にし、交通安全について関心を高めるとともに適切な交通対策を推進することを目的とする。

(構 成)

第4条 協議会は、別記に掲げる関係行政機関及び民間団体（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

(事 業)

第5条 協議会は第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業をおこなう。

- (1) 道路及び交通環境の整備・拡充を図るための連絡調整
- (2) 交通秩序の確立を図るための連絡調整
- (3) 交通安全活動の推進を図るための連絡調整
- (4) 被害者救済対策の確立を図るための連絡調整
- (5) 前各号に定めるもののほか協議会の目的達成のため必要な事項

(組 織)

第6条 協議会は構成団体の長（以下「委員」という。）及び、委員の推薦によるその構成員（以下「専門委員」という。）をもって組織する。

(役 員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
常任委員	若干名
監 事	2 名

2 会長は福知山市長とし、副会長及び監事は会長が委員の中から選任する。

3 常任委員は、会長が委員及び専門委員の中から選任する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 常任委員は、総会で委任された事項、並びに緊急を要する事項について審議する。
- (4) 監事は、業務執行の状況、並びに財務の監査をする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第10条 協議会の事業に関し、専門的事項を審議するために次の専門部会を置く。

- (1) 施設部会 第5条第1号及び第5号の事業を担当する。
 - (2) 安全部会 第5条第2号から第4号及び第5号の事業を担当する。
- 2 施設部会・安全部会は、専門委員をもって組織する。

(会議及び運営)

第11条 協議会の会議は、総会、常任委員会及び専門部会とする。

- 2 総会は、会長が招集し議長となり、委員及び専門委員により協議会の運営に関する基本的な事項を審議決定する。
- 3 常任委員会は、会長が招集し第8条第3号の事項について審議する。
- 4 委員及び専門委員をもって開催する会議(以下「合同委員会」という。)は、会長が必要に応じ招集し協議会の円滑な運営に関し協議決定する。
- 5 上記会議において、必要に応じ関係者を出席させ、説明又は意見を求めることが出来る。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、福知山市が担当する。

(財務)

第13条 協議会の経費は、交付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、昭和41年7月4日より施行する。

附 則

この規約は、昭和43年3月9日より施行する。

附 則

この規約は、平成6年3月31日より施行する。